

令和2年4月1日

土地改良法律相談依頼書記入にあたって

本会顧問弁護士に法律相談される場合は下記事項をご確認の上、土地改良法律相談依頼書に記入して頂き、本会までメール又はFAXにてお送りください。

記

- ① 本会顧問弁護士への法律相談は、この相談依頼書を少なくとも相談希望日の一週間前までに提出して下さい。
(相談事項について顧問弁護士が検討する時間が必要なため)
- ② 所属団体電話番号以外に日中連絡が取れる携帯電話等ありましたら、役職・氏名末尾に電話番号の記入をお願いします。
- ③ 相手方の氏名・住所欄には、未納賦課金等の当事者である組合員の氏名・住所をご記入下さい。これは弁護士事務所が受託している他の案件と重複していないか確認(原告と被告双方の弁護を受任することは出来ないー利益相反行為)のため必要ですので、相手方組合員名のみでも必ずご記入ください。
- ④ 本案件につき初回相談であるか否かの欄は、初回相談のみ無料(本会との顧問契約により)、2回目以降は有料となります。この場合は相談者側の負担となります。
- ⑤ 相談場所欄は、本会が顧問契約している弁護士事務所の所在地です。
ご都合の良い事務所を選択して下さい。
- ⑥ 相談内容欄は出来る限り具体的にご記入下さい。
尚、資料等が整っている場合は相談項目を箇条書きで記入し、資料を添付して下さい。
- ⑦ 顧問弁護士と相談者との面会には本会職員が同行します。
相談内容・回答等を整理し、毎年度末には相談事例集を作成予定です。

以上